

サンケア下関

訪問看護



〒933-0806 高岡市赤祖父166番地
TEL：0766-53-5866
FAX：0766-50-8397

料金案内（介護保険）

介護保険による訪問看護及び介護予防訪問看護を提供した場合の利用料その他の費用の額は次のとおりです。要介護認定を受けている方は、下記利用料金より介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた料金となります。（1割、2割、3割）。ただし区分支給限度額を超える場合は負担割合に関わらず全額自己負担となります。

基本利用料

基本利用料	20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
1. 訪問看護費	3,140円	4,710円	8,230円	11,280円
2. 介護予防訪問看護費	3,030円	4,510円	7,940円	10,900円

特別管理加算

訪問看護及び介護予防訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(厚生労働大臣が定める状態にある方※)に対して、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合は、特別管理加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）として1月あたり、次の料金を加算します。区分支給限度基準額の算定対象外となります。

特別管理加算	特別管理加算（Ⅰ）	特別管理加算（Ⅱ）
1. 利用料金	5,000円	2,500円

※特別管理加算（Ⅰ）：在宅悪性腫瘍患者指導若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態

※特別管理加算（Ⅱ）：在宅酸素療法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理や在宅自己導尿指導管理等、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態、真皮を超える褥瘡の状態、点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

訪問初回加算

新規に訪問看護・介護予防訪問看護計画書を作成した利用者に対して、初回の訪問看護又は介護予防訪問看護を行った日の属する月に、所定の単位数を加算します。

訪問初回加算	料金(月額)
1.利用料金	3,000円



緊急時訪問看護加算

利用者の同意を得て、利用者又は家族等に対して24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合は、緊急時訪問看護加算として1月あたり、次の料金を加算します。

緊急時訪問看護加算	料金(月額)
1.利用料金	5,740円

※計画外の緊急時訪問看護の費用は、その都度、基本利用料が必要となります。

ターミナルケア加算

以前から訪問看護又は介護予防訪問看護の提供を受けている利用者が、在宅もしくは死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを要介護者に対して行った場合は、次の料金を加算します。

ターミナルケア加算	料金(月額)
1.利用料金	25,000円

複数名訪問看護加算(1)

以下の理由により、1人の利用者に対して2人の看護職員が同時に訪問した場合は次の料金を加算します。(利用者やその家族等の同意必要)

- 1 利用者の身体的理由により1人の看護師によるサービス提供が困難と認められた場合
- 2 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- 3 その他利用者の状況から判断して、1又は2に準ずると認められた場合

複数名訪問看護加算	30分未満	30分以上
1.利用料金	2,540円	4,020円

退院時共同指導加算

病院、診療所または介護老人保健施設に入院若しくは入所中の者が退院退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算します。また初回加算を算定する場合は算定しません。

退院時共同指導加算	料金(回)
1.利用料金	6,000円

料金案内（医療保険）

介護保険の適応できない方、介護保険の要介護（支援）認定者でも、末期悪性腫瘍及び急性増悪等時に訪問看護の提供を行います。

※介護保険の要介護認定者に対する訪問看護療養費の給付

医師により急性増悪により頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別訪問看護指示が出ている場合、1月につき、指示の日から14日を限度として、医療保険の訪問看護適用となります。

訪問看護基本療養費

訪問看護基本療養費は、訪問看護指示書の交付の日から当該指示書に記載された有効期間内に、その指示書と訪問看護計画書に基づいて、訪問看護ステーションの看護師等が訪問看護を行った場合に算定します。

療養費	料金(1日)
訪問看護基本療養費（Ⅰ）	5,550円
訪問看護基本療養費（Ⅱ）：同一建物居住者に対し同一日に2人の場合	
訪問看護基本療養費（Ⅱ）：同一建物居住者に対し同一日に3人以上の場合	2,780円

※日曜日から起算して週4日以上の場合には、1,000円高い料金となります。

訪問看護管理療養費、加算について

訪問看護管理療養費	料金(月額)
月の初日	7,670円
2日目以降	2,500円

加算	料金
特別管理加算	2,500円又は5,000円
夜間・早朝訪問看護加算(6時～8時・18時～22時)	2,100円
深夜加算(22時～6時まで)	4,200円
緊急訪問看護加算（1日につき）	2,650円又は2,000円
難病等複数回訪問看護加算	1日2回4500円 1日3回以上8000円

※医療保険証に記載されている一部負担金の割合で自己負担額は異なります。

※業務上知り得た個人情報については契約の締結前からサービス終了後においても秘密を保持します。

☆ご利用に関するご相談は随時受付致します。

気軽にお問い合わせください。

サンケア下関 訪問看護

〒933-0806 高岡市赤祖父 166 番地

TEL：0766-53-5866

